

京 都 大 学 東 京 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 東京オフィスの位置は、次のとおりとする。 <u>東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟27階</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 東京オフィスの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月3日まで</p> <p>(4) 6月18日(創立記念日)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第19条 東京オフィスにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外の場所への文書、図画等の掲示</p> <p>(2) 立看板、プラカード等の設置</p> <p>(3) 東京オフィスの美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為</p> <p>(4) 営利又は宣伝及び政治活動又は宗教活動を目的とした行為</p> <p>(5) その他品川インターシティA棟管理者が別途定める行為</p> <p>2 管理責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(位置)</p> <p>第3条 東京オフィスの位置は、次のとおりとする。 <u>東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング10階</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第7条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p><u>(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第19条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p><u>(5) その他新丸の内ビルディング管理者が別途定める行為</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>

改正前			改正後	
別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)			別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)	
施設名	使用料(円)(1時間あたり)	使用料(円)(1日あたり)	施設名	使用料(円)(1時間あたり)
会議室(1)	4,428	26,568	大会議室(A)	6,480
会議室(2)	4,428	26,568	大会議室(B)	7,236
会議室(3)	5,508	33,048	小会議室(1)(2)(3)	1,728
ラウンジ(第9条第2項の規定により使用する場合に限る。)	5,184		小会議室(4)	2,484
<p>1 1時間当たりの使用料欄の施設使用料については、この金額に当該施設使用時間数を乗じた金額とする。</p> <p>2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。</p> <p>3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した金額を施設使用料とする。</p>			<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同左)</p>	